

# 鈴蘭小学校父母と先生の会 運営細則

制定 平成2年1月24日

改正 令和5年4月14日

## 目 次

第1章	機関と運営	第4章	会	計
第1節	学級・学年委員会	第5章	旅	費
第2節	会議規則	第6章	慶	弔
第2章	任 務	第7章	表	彰
第1節	運営委員会	第8章	諸 帳	簿
第2節	学級委員会	付		則
第3章	役員選出			
第1節	父母役員	第4節	学級委員	
第2節	教職員の役員	第5節	補充役員	
第3節	専門部員			

## 第1章 機関と運営

### 第1節 学級・学年委員会

#### 【学級委員会】

第1条 各学級委員会は、学級委員長を含む学級委員と、学級担任の先生で構成する。

#### 【学年PTA】

第2条 各学年父母と先生の会（以下「学年PTA」という。）は、児童の在籍する学年に所属する会員（P）学級担任の先生（T）で構成し、学年に関する事業を企画し、推進する。

#### 【学年委員会】

第3条 各学年委員会は、各学級委員長を含む学年に所属する全学級委員（P及びT）で構成する。

#### 【学級連絡会】

第4条 学級連絡会（以下「学級P連」という。）は、各学級委員長と各学級担任の先生で構成し、各学級PTAの連携をはかる。

### 第2節 会議規則

#### 【代理出席】

第5条 都合により会議等に出席できない次の役員は、代理人を出席させるよう努めなければならない。

- 1 事務局会の各専門部長
- 2 運営委員会の各学級委員長
- 3 学級P連の学級委員長

#### 【三役の各会議への出席】

第6条 会長、副会長及び事務局長は、学年P連に出席することができる。

- 2 各部会及び各委員会は、会長その他の役員に会議等への出席を求めることができる。

#### 【事業計画等の立案】

第7条 総会議案の事業計画のうち、事務局及び各専門部にかかる事業と予算は、前年度の関係役員が協議して立案する。

- 2 前項の立案時に翌年度の役員が決定しているときは、これらの役員の意見を聞くことができる。

#### 【総会の進行】

第8条 定時総会は、前年度役員が担当する。

## 第2章 任 務

### 第1節 運営委員会

#### 【三役会】

第9条 本会に会長、副会長、事務局長及び事務局次長で構成する三役会をおくことができる。

#### 【事務局会】

第10条 本会に事務局会をおく。

- 2 事務局は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、書記、各専門部長・副部長及び会計監査で構成し、会運営の基本的な事項について協議するほか、任務は、次の通り。
- 1 運営委員会議案の作成
- 2 学級P連との連絡調整

#### 【運営委員会】

第11条 運営委員会の任務は、次のとおり。

- 1 総会議案の作成
- 2 総会の運営
- 3 事業の決定及び執行
- 4 予算の補正及び更正
- 5 役員の親睦

#### 【生活研修部の分掌】

第12条 研修部の分掌は、次のとおり。

- 1 児童の生活指導
- 2 社会環境の改善
- 3 研修・文化活動
- 4 上部団体主催の研修会等への参加促進
- 5 その他、会員の研修に関する諸活動

#### 【広報部の分掌】

第13条 広報部の分掌は、次のとおり。

- 1 広報紙の発行
- 2 P T Aだよりの発行
- 3 その他、広報に関する諸活動

#### 【厚生部の分掌】

第14条 厚生部の分掌は、次のとおり。

- 1 体育事業
- 2 学校施設及び環境の整備維持
- 3 会員の親睦
- 4 その他、会員の厚生及び学校施設の整備促進に関する諸活動

#### 【文化部の分掌】

第16条 文化部の分掌は、次のとおり。

- 1 会員と児童のふれあい事業（すずらんふれあいフェスタ）

### 第2節 学級委員会

#### 【学級P T Aの任務】

第17条 学級P T Aの任務は、次のとおり。

- 1 学校と家庭との緊密化に関すること
- 2 児童の育成に関すること

## 第3章 役員選出

### 第1節 父母役員

#### 【選考委員会】

第18条 第1回目の選考委員会は、会長が12月（中旬）に招集する。

- 2 選考委員により委員長、各副委員長各1名を互選する。
- 3 役員決定の告示の時期は、3月上旬とする。

#### 【選出役員】

第19条 選考委員会が父母会員から選出する役員と人数は、会則第4条第1号、第2号、第6号から第13号まで及び第18号の規定の通りとする。

#### 【選考方法】

第20条 役員選考の方法は、次の各号を参考に選考委員会が決定する。

- 1 全会員対象の推薦調査
- 2 各地区P T A対象の推薦調査
- 3 選考委員による推薦

### 第2節 教職員の役員

#### 【教職員からの役員】

第21条 教職員の会員の互選による役員と人数は、会則第4条第3号、第4号、第5号、第14号から第17号まで（のうち若干名）及び第20号（のうち若干名）の規定の通りとする。

### 第3節 専門部員

#### 【専門部員】

第22条 各学級P T A（P）は、各専門部員1名を互選する。ただし、生活研修部員・文化部員は2名以上とする。

- 2 選出の期限は、総会終了後1週間以内とする。

### 第4節 学級委員

#### 【学級委員】

第23条 各学級委員は、学級P T A（P）より若干名（3名程度）を互選する。

- 2 学級委員長は、学級委員より互選する。
- 3 互選の時期は、4月末日とする。
- 4 必要に応じて、副委員長その他の役員をおくことができる。

【学年委員長】

第24条 各学年委員長は、各学級委員長により互選する。

【学級P連議長】

第25条 学級P連の代表を学級P連議長といい、各学年委員より互選する。

- 2 第1回目の学級P連は、役員決定後すみやかに招集する。
- 3 必要に応じて、副議長その他の役員をおくことができる。

第5節 補充役員

【役員の補充】

第26条 第21条の規定により選出された役員に欠員が生じたときは、運営委員において選出する。

- 2 前項以外の役員に欠員が生じたときは、当該役員の選出方法に準ずる。

【補充役員の任期】

第27条 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

【会費の納入】

第27条 会費は、1年分まとめて、6月末日までに納入する。

- 2 中途入会の場合、入会の日の属する月から3月分までを入会時に納入する。
- 3 中途退会の場合、すでに納入した会費のうち、退会の属する月の翌月分から3月分までの分は、退会時に還付する。
- 4 会費は、事情がある場合、申し出により、分納することができる。
- 5 特別な事情があり、申し出があったとき、会長が認めたものについては、会費の全額または一部を免除することができる。

【会計中間報告】

第28条 会計年度のほぼ過半の時期に開催される運営委員会に、会計の中間報告をする。

【監査】

第29条 会計は、決算終了後すみやかに、会長立会のもと、会計監査による出納監査を受ける。

- 2 会計監査は、前項のほか任意に出納監査をすることができる。

第5章 旅 費

【旅費】

第30条 会務で、校区外で開催される各種会議または研修会等に出席、参加した場合、主催者または、本会が旅行のための交通手段を別途用意したときを除き、次により交通費を補助する。

- (1) 町内及び管内旅行にあつては、定額200円に旅行行程1km当り20円を加算した額
- (2) 管外旅行にあつては、通常の交通機関利用に要する実費

【食事代・宿泊費】

第31条 旅行に伴い必要に応じ、会議費、または参加料等に含まれているときを除き、次のとおり食事代及び宿泊費を支給する。

- 1 食事代 1食600円までは、実費
- 2 宿泊費 その都度事務局会で決定

第6章 慶 弔

【見舞・弔意】

第32条 会員(P)の児童が登下校時に怪我をしたときは、その都度事務局会で協議し、決定する。

2 会員(P, T)、または会員(T)の配偶者、(P, T)の児童が死亡したときは、会の代表者が葬儀に参列し、香典10000円をおくる。

【特例】

第33条 特に異例の場合は、事務局で検討する。

第7章 表 彰

【表彰】

第34条 会員及び役員のうち、特に功労のあつたものは、運営委員会で協議し、表彰、または顕彰する。

第8章 諸 帳 簿

【帳簿等】

第35条 本会に備えつける諸帳簿と、保存年数は、次のとおり。

- |        |     |            |     |
|--------|-----|------------|-----|
| 1 会員名簿 | 5年間 | 6 運営細則     | 永 久 |
| 2 役員名簿 | 永 久 | 7 備品台帳     | 5年間 |
| 3 記録簿  | 永 久 | 8 その他重要な書類 | 5年間 |
| 4 会計簿  | 5年間 | 9 その他の書類   | 1年間 |
| 5 会 則  | 永 久 |            |     |

- 不 貝
1. この細則は、平成3年1月31日から施行し、平成3年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成2年1月24日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成7年3月30日から施行し、平成7年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成3年1月24日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成8年5月23日から施行し、平成8年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成7年3月30日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成12年4月18日から施行し、平成12年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成8年5月23日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成13年4月17日から施行し、平成13年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成12年4月18日制定）は、廃止する。
  3. 平成19年4月21日、旅費細則の一部を改正。1kmあたりの単価を10円から20円へ値上げ。

- 不 貝
1. この細則は、平成23年4月17日から施行し、平成23年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成13年4月17日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成27年4月19日から施行し、平成27年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成23年4月17日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成31年4月14日から施行し、平成31年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成27年4月19日制定）は、廃止する。

- 不 貝
1. この細則は、平成5年4月14日から施行し、平成5年度から適用する。
  2. 鈴蘭小学校父母と先生の会運営細則（平成31年4月14日制定）は、廃止する。